

松戸市放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成26年4月24日(木)午後1時15分開議
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 議 長 | 小 沢 暁 民 |
| 副 議 長 | 山 口 栄 作 |
| 委 員 | 原 裕 二 |
| 委 員 | 鈴 木 大 介 |
| 委 員 | 宇津野 史 行 |
| 委 員 | 城 所 正 美 |
| 委 員 | 木 村 みね子 |
| 委 員 | 二階堂 剛 |
| 委 員 | 末 松 裕 人 |
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員
- | | |
|-------------------|---------|
| 事 務 局 長 | 染 谷 稔 |
| 議 事 調 査 課 長 | 岡 田 道 芳 |
| 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 池 田 俊 彦 |
| 議 事 調 査 課 主 幹 | 伊 藤 一 |
| 議 事 調 査 課 主 任 主 事 | 日 野 裕 介 |
- 6 会議に付した事件
- (1) 平成26年度松戸市放射能対策協議会組織体制について
 - (2) 放射能対策の取り組みと現状について(総括)
 - (3) 健康管理対策会議からの報告
 - ・平成26年度甲状腺超音波検査の実施について
 - (4) 焼却灰等対策会議からの報告
 - ・クリーンセンター焼却灰の状況について
 - ・第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議について
 - (5) その他
- 7 会議の経過及び概要 議長開議宣告

環境部長挨拶

議 事

傍 聴 議 員

傍 聴

中田京議員 山中啓之議員

1名

小沢暁民議長

議事に入る前に、委員の変更がありますので御報告します。松政クラブにおいては、杉山由祥委員にかわり木村みね子議員が委員となりましたので、御承知おきください。

環境部長より御挨拶をお願いします。

環境部長

皆さん、こんにちは。

本日は、松戸市議会放射能対策協議会を開催していただきましてありがとうございます。また、日頃より放射能対策に御理解、御協力を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本市の放射能対策につきましては、昨年度末をもって住宅除染を終了するなど、除染実施計画に基づく除染対応が終了したことから、一定の目途が立ってきたものと感じているところでございます。しかしながら、除染、焼却灰の保管や、健康管理のあり方については、国などの動向を注視しながら、今年度も引き続き取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今年度は放射能対策総合計画の最終年度となり、本市の放射能対策の終息に向けて引き続き委員の皆様のお意見をいただきながら、市民の皆様へ安心をお届けできるよう努めてまいりますので、重ねて御協力のほどお願い申し上げます。

本日は、今年度の庁舎内の体制並びに本年度より実施いたします甲状腺超音波検査の事業概要、焼却灰対策の現状などについて御報告させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

小沢暁民委員長

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

(1) 平成26年度松戸市放射能対策協議会組織体制について

小沢暁民委員長

まず、(1) 平成26年度松戸市放射能対策協議会組織体制についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

放射能対策課長

説明に入ります前に、資料の訂正を1点お願いいたします。

資料の7ページでございます。中段やや上、2の現状、全地点「0.23マイクロシーベルト以下です」とあります「以下」を「未満」に訂正でお願いいたします。

訂正につきましては以上です。

それでは、平成26年度松戸市放射能対策協議会組織体制について、資料の1ページにより御説明させていただきます。

資料の1ページは、放射能対策協議会の組織表でございます。上の小さいほうの表が協議会構成委員、下の大きい表が各対策会議の構成委員となっております。基本的には前年度と大きく変わりはないのですが、今年度、甲状腺検査を実施するに当たりまして、まず協議会メンバーといたしまして、協議会組織表の一番下の行になりますが、病院事業管理局長、それから対策会議、下の大きい表の一番下の健康管理対策会議のくくりの上から3行目、地域医療課長、並びに一番下の行、病院事業管理局の経営企画課長が新加入となっております。

本年度、この組織体制で進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【質疑なし】

(2) 放射能対策の取り組みと現状について（総括）

小沢暁民議長

次に、(2) 放射能対策の取り組みと現状について議題といたします。
説明をお願いします。

放射能対策課長

放射能対策の取り組みと現状につきまして、資料の3ページより御説明させていただきます。

こちらは、平成26年3月25日の定例記者会見で発表した放射能対策、約2年間の総括の内容となっております。ポイントについて御説明いたします。

1ページの上の本文の中段、本市除染実施計画に基づく空間放射線量低減対策が終了いたしました。これは、予定していた除染が全て一通り終了したということでございます。

文章の下から3行目ですが、総合計画の最終年度であります平成26年度におきましても、引き続き市民の皆様の不安解消に向け、モニタリングなどの必要な事業は継続してまいります。モニタリングを行いまして、子ども関係施設で数値の指標値以上の上昇が見られた場合は再除染も行うということでございます。

松戸市放射能対策総合計画は、下のくぐりにあります食品、環境放射線、廃棄物、健康の四つのテーマから構成されておりますが、それぞれのテーマごとの御説明を4ページからさせていただきます。

資料の4ページは、食品安全の対策でございます。代表的な項目といたしまして、黒印の四角で示しておりますが、学校及び保育給食、それから農産物が大きな代表的な項目でございます。

給食につきましては、現状といたしまして、全て不検出です。

農産物の現状につきましては、5ページの中段、2の現状でございます。市内産ユズが出荷自粛の措置をとってございましたが、平成25年11月20日に県が実施した検査の結果、基準値を下回り検査に合格したということで、出荷自粛は全て解除となっております。

測定の検体数等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、6ページでございます。環境放射線低減対策、こちらは主な項目といたしましては、黒印、測定、それから、子ども関係施設及び学校施設、民有地、通学路となっております。

測定につきましては、現在は市内全域、指標値を下回っております。

子ども関係施設及び学校施設につきましては、平成25年3月末をもって計画除染は終了しております。現在は定期測定により管理を行っております。

民有地につきましても、平成25年度末3月末をもって対象件数は全て対応が完了いたしました。

7ページですが、通学路につきましては、まず市管理通学路でございますが、こちらは市の教育委員会のほうで約1,000か所程度測定を実施し、平成24年度の測定では、こちらは200か所以上指標値超えの箇所があって、保管場所もないことから、手をつけられない状態であったんですが、25年度の測定では指標値超えが16か所となっておりますので、道路維持課のほうで側溝清掃を行いましたところ、空間につきましては全て0.23マイクロシーベルト以下に低減しております。

あわせて県管理通学路につきましても、千葉県の方ではほぼ同時期に測定及び清掃を行いまして、現状は空間につきまして毎時0.23マイクロシーベルト以下となっております。

除染の環境放射線の総括といたしまして、7ページの下のくくりですが、計画的な除染は平成25年度末をもって終了です。下の丸でくくった部分ですが、23年度、129施設の平均値で、こちらは除染前の平均値でございますが0.28マイクロシーベルト・パー・アワーあったのが、一番右、25年度につきましては、607施設の平均で0.12マイクロシーベルト・パー・アワーとなっております。このことから、空間放射線につきましては、松戸市除染実施計画の目標は達成されているものと考えられます。

続きまして、8ページ、健康管理対策でございます。代表的な取り組みといたしまして、①保健師の健康相談、これは健康推進課の職員が対応しております。次に、②医師による健康相談、こちらは市立病院の放射線科の先生が対応しております。③ホールボディカウンター測定費用の助成を行っております。こちらは検査機関で行った費用の一部を助成しているというものでございます。人数等につきましては記載のとおりです。

総括といたしまして、こちらの健康管理対策は、引き続き対策を続けてまいります。

最後、9ページ、焼却灰対策でございますが、こちらはクリーンセンターに保管してある焼却灰についてですが、取り組みといたしまして、(1)放射性物質低減のための取り組み。代表的な取り組みといたしましては、やはり剪定枝等の分別収集、分別搬出です。

(2)安心保管のための取り組み。コンクリートボックスでの遮蔽や建屋の建設などです。

(3)指定廃棄物の最終処分場への早期搬出の取り組み。これは、国に対しての要望書の提出等の働きかけでございます。

総括といたしまして、一番下のくくってあるところですが、早期搬出を目指しながら、保管期間中は安心保管のための対策を行っていくということでございます。

2番の現状につきましては、議題(4)で焼却灰対策会議から最新状況を報告させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

【質 疑】

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。

まず、いただいた資料の4ページです。食品安全のところなんです、学校と保育所の食材検査ということでここに検体数が書いてあるんですが、ミキシング検査はとりあえず置いておいて、食品検査というところで396検体というのは、多分選んで、今回はこの食材をやろうかなとか、次回はこの食材をやろうかなみたいなことをやっているのかなと思うんです。もし選んでいるとすれば、どういう基準で選んでいるのか。

つまり、松戸市の農産物の中で、基準を超過したような食材、松戸産ではなくても、こういう食材が松戸市では出たんだなというような松戸産ではない食材が給食に入ったときに、これが松戸市で出たから給食もこの材料を検査してみようとか、そういう選び方をされているのかどうか。どういう選び方をされているのかということをお聞かせいただきたい。選んでなくて、全部測っていますというんだったら、それでもいいですけども、そういうことを聞かせていただきたいということ。

それから、隣の5ページなんです、市民持ち込み食品検査というのが(4)番にあります。飲料水及び流通食料品等と書いてあるんですが、この流通している食品は安全です、大丈夫ですというふうなことが今は前提となっていると思うんですけども、保育所とかの学校のほうでは、検出限界値以下、以上となったのは0検体ですということはずっとやっているわけではないですか。ほかの農産物の持ち込みとか流通食料品は基準値超えを基準にしているではないですか。そうすると随分違うんです。検出限界値以下だと1桁の単位でしょうけれども、流通食品とかの基準超過数だと全然桁が違うわけです。これを合わせていくような考え、より低いほうに合わせていくような検査体制というのは考えていかないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後です。8ページ、健康管理対策についてです。真ん中にありますホールボディカウンターの測定費用の助成を開始というところの平成25年度の数値なんです、助成の対象人数が前年度133人と比べて37人と減ったわけなんです、一方で、検出者数が3人、前年度も3人。検出割合が高くなっているような気がするんですけども、これはどういうことなのか。たまたまなのかなとも思っているんですが、どういうふうに考えているのかということ。

また、平成24年度も受けた人は25年度も受けられるので、例えばこの3人というのは、24年に出た3人が25年にも受けて、同じ3人が検出されたということがあり得るのか。そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

農政課長

学校給食の食材の検査の関係ですけども、これは松戸産の農産物をメインにと、そういうことではなくて、学校給食で多く使う食材、例えば野菜類ですとジャガイモとかニンジンとか、全て基本的には流通食品を保育課と保健体育課の学校給食担当室

で品目がダブらないような形で調整して、毎月決めて測っております。ですから、特に松戸のものに限定しているわけではありません。地産地消絡みで、松戸市の食材を使うような場合には、例えばハウレンソウとかコマツナとか、そういったものはよく使われているということなんですけれども、そういったものの中には入っているかと思われま

す。あともう一点、市民持ち込み検査の関係なんですけれども、これは流通食品の関係です。これにつきましては市民サービスの一環ということでやっておりますので、今まで検査の結果、確かに基準超えのものがございません。あと比較的多いのが、飲料水ということで井戸水の検査が多いです。井戸水の検査の場合は、最低検出限界5ベクレル程度まで下げまして、長時間測ってやっております。今までの中では、確かに検査で出ているものはございません。

ついでに申し上げますと、この中で、農政課分でも、例えば農家持ち込み検査の中で、検出限界基準超えというのがあるんですけれども、これは農家さんが自家栽培で自家消費用にやっております原木シイタケ、平成25年の2件というのはそういうものが出ております。通常の農産物に関しましては、多少数値の出るものはまだございます。かんきつ類とか、タケノコ類とかありますが、ほとんどのものはほぼ検出限界値以下で、検出せずということで公表させていただいております。

放射能対策課長

追加で検出限界値を合わせることを考えているかということなんです、食品の基準は100ベクレルですので、最低限100ベクレル測ればいいわけなんです、もっと例えば20ベクレルとか10ベクレルとか、食品についてはそれぐらいのオーダーが検出限界となっております。これは、時間をかけて長く測れば検出限界値、低いところまで測れます。ただ、必要もないのにそこまで求めるというのも時間の無駄もありますので、そのような考え方で検出限界値を決めております。

宇津野史行委員

保育所の測定と持ち込み検査とは違うやり方をやっているんですね。

放射能対策課長

そうです。物によってさまざまというか、変わります。焼却灰ですとか汚泥などは、もちろん濃いですから、時間も短く検出限界値も高いところで測定をやっている。食品に関しては、一般的に時間をかけて低いところまで測定しているというような考え方です。

健康推進課長

8ページのホールボディカウンターについてお答えさせていただきます。3人増の理由とのことでございます。実は、これは平成25年度に入りまして、新たな検査を

できる機関を受けた方からの申請がございました。24年度になかった検査機関を受けた方からの申請がございました。その検査機関というのは、通常のホールボディカウンターですと、検出限界値というのを通常設けてございます。それは検査機関によって違うんですけれども、通常300ベクレルぐらいを設けているのが一般的なようでございます。

この平成25年度に新たに申請を出された機関については、その検出限界をかなり低めに設定されておりまして、通常の検査機関であれば出ない数値であっても、25年度の新たな機関については低くやっているので出てしまう。10人やれば数人出てしまうようなやり方をしています。この基準を統一できないかという御意見が多分あるかと思えます。市にとっては助成事業でございますので、あくまで検査をする機関でそれは設定するものでございまして、市がああしろこうしろと言うことはできませんので、したがいまして、このような結果になっているということでございます。

宇津野史行委員

同じ人がやったというわけではないですね。去年も検出されたこの3人が……。

健康推進課長

それは、まるきり別人でございます。

宇津野史行委員

ありがとうございます。食品の関係とか、今健康管理の体制もよくわかりました。例えば食品の市内農産物等とか農家持ち込み、それから市民持ち込み、あとは流通食料品、現状では検体数と基準超過数と書いてあるんですけれども、当然それが検出せずのものも幾つもあるって、例えば10ベクレル出ましたという話になれば、検出はしたけれども、基準値以内とか、そういう分けをやっていくような考えはないですか。つまり、検体数、それから不検出、何件、基準超過数、何件というようなやり方をしていくと、市民が見たときに何となく親切かなと思うんですけれども、どうでしょうか。今のところ、検体数と、あとは100ベクレル以上になったのはゼロですというだけなんです。そのゼロより多くて100ベクレル以下のものはどのぐらいあるのかというのがさっぱりわからないので、そういうのは出していくような考えはありませんかと、そういうことです。

農政課長

詳細の数値につきましては、実際にはホームページで個別の数字は記載しておりまして、今回状況のまとめということでこういう形で出させていただいておりますので、個々にどういったものが多少数字が出ているというのはホームページをご覧いただければわかるんですけれども、今後の取りまとめ方につきましては放射能対策課長のほうからお願いしたいと思います。

放射能対策課長

今回このようなまとめ方になりましたが、今の御意見を踏まえまして、検体数、不検出数、基準値超え、わかりやすい示し方をさらに検討しようと思います。

宇津野史行委員

ありがとうございます。私もホームページに出ているのは知っていたんですけども、それはぜひ取りまとめ方の問題だという話なので、よりわかりやすいというか、親切にまとめていただければと、1行加えるだけですけれども、よろしく願います。

二階堂剛委員

6ページの環境放射線低減対策ということで、その全般にわたってお聞きしたいんですけども、一つは民有地の関係で、除染前と除染後の達成率、枡とか雨どいの下とかというのがなかなか下がっていないという状況があります。これについて、今後どういうふうにするのか。一応完了したということで終わっていますけれども、この辺の対応についてをどういうふうに考えているのか。

それから、7ページの「市内の空間放射線量は大きく下がりました！」とありますけれども、放射能の半減期から言うと、別にそういうことで減ったのではなくて、移動したりして、風や、あるいは雨が降って水の流れるところがたまりやすいということが、枡とか雨どいということを見るとそこにたまってきていると思うんです。例えば21世紀の森と広場の池とか沢みたいなところがあります。子どもたちがこれから夏場、よくザリガニ釣りとか、沢のところをはだして入っている姿を見るんですけども、ああいうところの土の中にたまっていくというのをほかの河川の状況なんかを見てもいろいろ話を聞くんですけども、その辺の調査をしたことがあるのか。それとも、どうなっているのかわからないんですけども、その点についてどういうふうに考えているのか。

それから、線量計の貸し出し状況、ここには書いていないんですけども、当初はかなりあったんですけども、今でも多分まだ貸し出しを続けられていると思うんです。その辺の貸し出しの市民の利用状況がわかったら教えていただきたい。

放射能対策課長

まず、枡や雨どい下などはまだ下がり切らない部分があるということですが、こちらについては、枡につきましては、大体中の砂利を取り除いてブラシ清掃をするという作業が代表的な作業なわけなんですけども、除染ガイドラインにつきましても、除染作業としてはここまでです。中の汚物を取り除くということと、ブラシ洗浄までです。どうしても枡、雨どい下というのは、集まって、もともと濃い濃度で汚染されている場合が多いので、枡の場合はほとんどが浸透枡ということで中に浸透してしまってい

るケースなどもあったりして、例えば0.3マイクロシーベルトの後半、0.4マイクロシーベルトに近い場合はなかなか0.23マイクロシーベルトまで下がり切らない。0.2マイクロシーベルト台までは下がっても、そこから、0.23マイクロシーベルトまで下がり切らないというケースが多々発生しております。

そのような場合は、事実を正確にお知らせするということがまず一つです。ここまでは下がりましたが、あと少し下がりませんという説明がほとんどとなっております。これ以上下げるのであれば除染作業としては限界ですので、枘をそっくり取り替えるとか、枘を取り替えることに加えて回りの土も少し取り除いて完全に埋めてしまうしかないというお話、それから、ここが今例えばまだ0.25マイクロシーベルトあるということがわかったので、なるべくお子さんについては近づかせないほうがよろしいですというお話などをさせていただいております。

それから、池の泥などについてなんですが、今除染実施計画、とにかく空間放射線量を下げるとの方策として行っております。ですから、例えば水路の底の泥ですとか、そういったことには触れていない。除染実施計画としては触れていないということで、まずは安心して住める生活空間にするということを目指しておりますので、泥には言及していないという状況です。ただ、21世紀の森と広場の池でお子さんが入る部分につきましては、さらに21世紀の森と広場の事務所と相談して、まずは現況調査から行いたいと思っております。

貸し出し状況は、今は予約の入り方がぽつぽつという状態で、週に10件程度です。ですから、月にすると40件とか、大体それぐらいの数字になっております。

二階堂剛委員

枘とか雨どいの状況はわかりました。下がらないということではいいんですけども、これからまだ雨が降ったりすると逆に雨水がどんどんたまってきて、底が上がっていくと心配だと思うんです。その辺を継続的に、空間線量とさっきお話がありましたけれども、調査していくということであれば、全てをやらないまでも、1,479か所、1割ぐらいが下がっていないわけだから、幾つか選んで、半年とか1年後の状況で上がるようであれば、もう少し対応したほうがいいのかと思うので、ぜひその辺の調査をやっていただきたい。

それから、21世紀の森と広場、これから現況調査していただくという話だったけれども、子どもたちが結構遊んだりして、夏場、これからよくあの辺はザリガニ釣りをして、ザリガニは当然底のほうにいる。泥がたまっているところにいるから、そういうものを家に持って帰ったりしてやっている姿を見るので危険なのかと。1回触ったからといってどういうことはないにしても、そういうことで遊んでいるところもあるし、湧き水が流れているところなんかも、小さい子なんかは結構はだしでみんな入って遊んでいますから、そういうところにたまりやすいということが言われているので、ぜひ調査をして、それなりの対応をしていただきたいと思います。

放射能対策課長

まず、住宅のますの事後調査ということなのですが、こちらについては予定しておりません。というのは、公共施設、公園ですとか子ども関係施設などにつきましては、モニタリング調査をやって、要は市の責任で調査をやって、高いところがまた発生した場合は除染するということなのですが、民有地につきましては、測定器の貸し出しで対応して、各1件1件除染後の状況ということをお知らせしてありますので、心配な場合はこういう対応をしてくださいということも説明しております。ですから、測定器の貸し出しはまだ続けておりますので、心配な方は測定器の貸し出しを利用させていただいて、高いところがあった場合は個別で直接私たちのほうに相談してくださいということでお話ししております。そういった対応をしているということでございます。

それから、公園の池の泥についてなんですけど、早速どのあたりまで子どもが入るのかということを現地の職員から聞き取りを行って、泥がたまっているかどうか、泥がもたまっているようであれば、私たちのほうで泥のベクレル測定を行うことができますので、早速調査していきたいと考えております。

(3) 健康管理対策会議からの報告

- ・平成26年度甲状腺超音波検査の実施について

小沢暁民議長

次に(3)健康管理対策会議からの報告、平成26年度甲状腺超音波検査の実施についてを議題といたします。

説明をお願いします。

健康推進課長

それでは、11ページの松戸市甲状腺超音波検査、俗に言うエコー検査でございます。この事業概要について説明させていただきたいと存じます。

この事業は、茨城県では7市ほどやっているんですが、今回千葉県では初の取り組みとなります。

まず1点目の趣旨でございます。記載のとおりでございます。放射能の影響を評価するというものではございません。あくまで子供たちの健康不安の軽減、あるいは現在の健康状態の把握の一助という目的で実施させていただきたいと考えてございます。

2点目の対象者でございます。平成23年3月11日、これは震災があった日でございます。この時点で0歳から高校生、18歳相当までの年齢の方を対象とさせていただいております。ただし、放射線が降り注いだのが3月11日以降でございますので、11日以後に産まれた方についても対象とする。年度までです。すなわち、年度で見えています。年度で見えて対象とさせていただいております。また、事故当時と検査日において、松戸市に住民登録がある方を対象とさせていただきます。さらに、検査日において自覚症状のない方になります。当然のことながら、自覚症状がある方につきましては医療機関で通常の受診をしていただくということでございます。

3点目といたしまして、実施期間及び検査日でございます。期間といたしましては、今年度6月1日から年度いっぱいやらせていただこうかと考えてございます。検査日につきましては市立病院と協議させていただいておりますが、月2回程度、木曜日の午後を想定してございます。これにつきましては、市立病院のドクターの空き時間、検査可能な時間ということで協議してこの日を設定させていただいております。

ただし、これは申し込み状況に応じまして、月2回を増減させていただくということは柔軟に対応してまいりたいと考えてございます。特に小中学生ですと平日というのは無理です。その場合どうしても夏休みに一定の数が集中する可能性がございますので、その辺については柔軟に対応させていただきたいと考えてございます。

次に4番目、助成額でございます。3,000円を想定してございます。生活保護、非課税世帯の方につきましては6,000円を予定してございます。

ちなみに、3歳以上6歳未満の検査費用の総額につきましては8,208円かかります。従いまして、市の助成の3,000円引きますと自己負担額は5,208円となります。

す。6歳以上の方につきましては検査費用が6,825円となります。従いまして、差し引き自己負担額は3,825円となります。生活保護の方、非課税世帯の方については、今のところから3,000円を引いた額が自己負担となります。

5番目、検査の回数でございますが、お一人1回を想定してございます。

6の実施医療機関でございますが、国保松戸市立病院で事業実施させていただきたいと考えてございます。

検査の周知でございます。広報まつど、市ホームページ、まつどニュースなどを活用させていただいて、基本的には6月1日に全てのところでアップをさせていただきたいと考えてございます。

12ページをよろしいでしょうか。検査の申し込み書につきましては、各保健福祉センター、市民健康相談室に設置させていただきます。あるいはホームページからも印刷できるようにさせていただきたいと考えてございます。申し込み書につきましては、検査申込書兼同意書を健康推進課に持参していただきまして、その場で予約をとって、受診予約票を交付する予定でございます。

9番、その他といたしまして、経過観察あるいは二次検査となった場合につきましては、診療につきましては保険診療扱いとなります。

以上、概要説明とさせていただきます。

【質 疑】

宇津野史行委員

1点だけお願いします。

7番の検査の周知ということなんですけれども、広報まつど、ホームページ、まつどニュースなどということで、「など」の中にどういったものが入っているのかと思いつつふと考えてみたのですが、受診対象者が、子どもが3歳からという人たちですから若い世帯が含まれるわけなんですけれども、そういう方々が、どれだけ例えば新聞に挟まっている広報に目を通すかなといったときに、意外とふだん目を通さない人が私の周りも多いんです。若い人たちはホームページとか広報というのに目を通すことができず、ホールボディカウンターのときにそういう制度ができたのを知らなかったという人は結構多かったんです。

では、一体その人たちに知らせるのには何で知らせたらいいんだろうと思ったときに、私もそうですけれども、子どもの保育所から来たお便りですとか、学校便りですとかに、6月号とかそういうものが出れば、どこかの片隅にでも、松戸市の甲状腺エコー検査の受付が開始になりました、詳しくは広報まつど、もしくはホームページをごらんくださいというのが保育所のお便りですとか学校のお便りですとかに書いてあると、そうすると、親御さんたちは見るのです。ですから、そういったところに教育委員会ですとか幼児保育課ですとかと連携をして入れてもらえるような周知の方法というのをしたらいいのではないかと考えているのですけれども、そこら辺について、

周知の方法について検討できないかお聞かせください。

健康推進課長

対象者としては、恐らく18歳までとなると大体7万人程度受けられる権利のある方は多分いるのではないかと考えてございます。当然どのぐらい来るとというのが、現時点で茨城の7市を参考にしているのですけれども、それほど多くはないのかなと思っています。ただ、言い方は悪いのですけれども、最初から全てとなつて、果たして受け入れ体制がとれるかという懸念もございますので、まずは基本的なツールを使わせていただきましてPRさせていただいた上、その辺の状況を勘案しながら、その先のPR方法については検討してまいりたいと考えてございます。

あと一つの懸念は、これはあくまで不安の軽減対策でございますので、あまりにも市が必要だ、必要だとなると、安心だと思っている方についても、逆の効果も懸念されるのかなという気もしますので、その辺、双方の考えをうまく考え合わせながらやるほうも検討させていただければと考えてございます。

宇津野史行委員

いろいろ考えられているなど苦悩が伺えるのですけれども、様子を見たいという気持ちは確かにあると思います。6月1日号の広報で、まず一発目の発表をして、例えば先ほど前段で御説明があったとおり、夏休みなんかには受けたいという方が集中するかもしれないということもある。では、夏休み以降、9月の学校便りで載せることにしましたと言ったら、夏休みぐらいのころに知っていれば申し込めたかもしれないなんて、だから、時期を逸しちゃうと、広報でお伝えしました、もう少し早く知りたかったですということになるかもしれないので、第一発目でいきなり大々的にお知らせするというのが仮に6月の時点で難しかったとしても、そんなにいつまでも様子を見ていて、知りませんでしたということにならないようなタイミングというのを見計らう必要があると思うので、そのあたりは慎重にタイミングを見計らってもらえればと思っています。

聞くとところによると、対象者全員に通知を出してやった自治体もあると聞いています。それはお金をかけ過ぎかもしれませんが、せめて学校便りとかに書いて、市民の方々に知ってもらう、松戸市がしっかり取り組んでいるんだということを知ってもらう、そういったことが必要ではないかと思っています。もし何かあれば言っただいただければいいですし、特に質問してはいませんので、よろしく願います。

二階堂剛委員

同じPRの方法なんですけれども、広報のどこに載せるのか、大きさとかがわからないから一般的にあれですけれども、何回か載せる予定なんですか。それとも1回載せて……。というのは、この間、いろいろな市民団体の人たちが流山市でやられたり、松戸市でも2回ぐらいやられていて、私も何か所か見にいったときに、そこで70人

とか80人とか、松戸市に限らずですけれども、来ているので、関心がある人とか不安な人は、トータルしても多分200何十人は行っていると思うので、だから、せっかくやってもらってこんなことを言ってあれですけれども、対応が遅かったのかなという気もしないでもないんです。

ですから、その辺の周知方法を宇津野史行委員がおっしゃっているように、広報でも載せる場所によって、大きく載せれば不安をかきたてるみたいに言われても困るんですけども、その辺を少しちゃんとしていただいたほうが、せっかく載せましたといっても1回きりで終わっちゃったらまた意味はないし、その辺の工夫をぜひ—本当はもう少しこんな形で載せるというのを見せていただければいいんですけども、それだけ要望しておきます。

(4) 焼却灰等対策会議からの報告

- ・クリーンセンター焼却灰の状況について
- ・第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議について
- ・クリーンセンターの保管施設について

小沢暁民議長

次に(4)焼却灰等対策会議からの報告、クリーンセンター焼却灰の状況について、第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議について、クリーンセンターの保管施設についての3件を一括して議題といたします。

それぞれ説明をお願いします。

廃棄物対策課長

それでは、3点のうち2点ほど私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、資料13ページでございます。クリーンセンター焼却灰の状況でございます。これにつきましては、平成26年3月31日末時点の報告となります。

まず1点目、放射性物質濃度の測定結果でございます。これは3月11日の時点でございますけれども、主灰、93.7ベクレル、飛灰につきましては1,484ベクレルの状況となっております。

なお、クリーンセンターの焼却灰放射能濃度の推移につきましては、概略ですけれども、下段の参考表のとおり状況で推移しているということになってございます。

次に、焼却灰、飛灰の保管状況でございます。これは3月末日の状況でございますけれども、場内保管量1,104.28トン、フレコンバッグの数が1,748袋、それから場外につきましては51.97トン、フレコンの数として85袋、保管量合計でございますけれども、1,156.25トン、1,833袋という状況になっております。

なお、各最終処分場の設定した濃度の自主規制を下回っております焼却灰につきましては、最終処分場への搬出をしてございます。

次に、資料15ページでございます。指定廃棄物の処理、候補地選定手法についてということで、これは資料15ページから26ページでございます。これにつきましては、去る4月17日、第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議が開催され、国において有識者会議の議論、市町村長会議の議論を踏まえた中で、千葉県の指定廃棄物の処分場の候補地選定手法についての説明があり、千葉県における候補地選定方法が当会議で了承されましたので、御報告いたします。

了承された候補地選定方法につきましては、添付資料15ページ、候補地選定手順(概略)により御説明をいたします。

なお、ページ17から26につきましては、環境省から示されております千葉県における指定廃棄物の処分場候補地の選定手法・提示方法及び第4回会議の報道記事を添付してございますので、併せてご覧いただければと思います。

説明につきましては、15ページをもって概略を御説明させていただきます。

まずⅠといたしまして、安全等が確保できる地域の抽出をする中で、地盤、地形に起因する自然災害が発生する地域、自然環境保全に影響する地域、史跡・名勝・天然記念物の保護に影響する地域を除外することとしてございます。この除外地域につきましては、前回までの提示された考え方に変更はございません。

次にⅡといたしまして、地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域の抽出につきましては、前回の市町村会議の議論を踏まえ、1点目は、千葉県指導要綱——この指導要綱につきましては、千葉県の廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱でございます——及び設置基準、これにつきましても千葉県の廃棄物処理施設の立地等に関する基準を最大限尊重すること。2点目といたしましては、県内全域の国有地、県有地、その他民有地、利用可能な土地を対象とするということで千葉県の地域特性としてございます。

次にⅢといたしまして、必要面積を確保できる土地の抽出につきましては、Ⅰにより抽出された地域の中で、千葉県では当初2ヘクタールとしておりましたが、先般の会議の中で1.5ヘクタールを十分確保できる場所で敷地全体の傾斜が15%以下の土地を抽出することに変更してございます。

次にⅣといたしまして、安心等地域の理解が得られやすい土地の選定としまして、Ⅲにより抽出された土地の中から、生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管量をもとに適性評価方式により1桁程度の土地を絞り込みまして、その後総合評価方式により評価点を算出し候補地を1か所選定することとしております。

その後選定された候補地の市町村等に対しまして、国において選定の経過、評価の結果を説明いたしまして、その後地質、地盤等の詳細調査を実施し、調査結果を有識者会議により評価を行い、最終的な候補地を決定することとしております。

なお、候補地の選定までの期間につきましては、先般の会議の中で数か月程度を要するとの説明があり、国においても早期設置に向け進めていく旨の説明がございました。

以上、先の会議で了承された指定廃棄物の処分場候補地の選定手法等の概要の説明とさせていただきます。

クリーンセンター所長

それでは、クリーンセンターの保管施設について御説明します。資料は27ページからとなります。

クリーンセンターの焼却灰の保管につきましては、先の放射能対策協議会等で御説明、御報告をしておりますが、今年度予算措置をしていただいたことにより、現状のブルーシートでの保管状況から、飛灰保管用仮設建物を建設してより安全に保管することで、周辺住民の方々への安全安心のさらなる対応を図るものです。

27ページをご覧ください。建物の配置でございます。建設場所は、図面左側の道路からの搬入路に隣接した元駐車場部分で、少し太い線で囲われている倉庫と書かれ

た場所になります。

建物の概要でございますが、鉄骨造平屋建て、屋根はガルバリウム鋼板のハゼ折板というものです。外壁は角波カラー鉄板で、建築面積は1,117.49平方メートルとなります。建物の最高高さは約6メートルです。

次に、28ページをご覧ください。これは建物の平面図となっております。図面の左側が道路側、下側部分が公園に面している。建物の出入口は、平面図の上部中央と右下のシャッターとちょっと小さく書かれておりますが、その部分が出入口となります。

なお、飛灰の入った既存のコンクリートボックスは放射線の遮蔽効果があることから、建物の回りに配置する予定でおります。

資料29ページは建物の立面図となっております。上から1段目は公園側です。2段目が搬入路側、3段目は管理棟側の立面図となっております。出入口のシャッター、窓、それと採光と換気用の排煙窓がごらんのように配置されております。3段目の右側の図面は建物の断面図となっております。

建築内の設備につきましては、照明設備と火災報知設備が入っておりますが、給排水設備等はありません。

工程としましては、確認申請手続が完了する6月ごろから着工し、今年9月末の完成の予定となっております。

以上が保管施設の概要説明とさせていただきます。

【質 疑】

宇津野史行委員

よろしく申し上げます。まず、飛灰の保管状況ということで、13ページですが、現在1,156.25トンということで、この26ページの朝日新聞の切り抜きを見ると、「指定廃棄物を保管している」の適性評価で1,000トン以上が5と書いてあるんですが、松戸市は評価5なので高いということになってしまふんだと思うんですけども、ほかの自治体はどれぐらい保管しているのか。ほかの自治体というのは、県内の保管している自治体で、代表的なものでもいいですけども、例えば5,000トンぐらいやっているところと1,000トンの松戸市が同じ評価になってしまうのかなとか、5,000トンもやっていないでしょうけれども、ほかの自治体というのはどれぐらい保管しているのかということ。例えば柏市が幾つだとか、我孫子市が幾つだとかぐらいの感じでわかればと思っています。

それから、15ページです。同じようなことを聞くことになると思うんですが、下から六、七行目ぐらいに、対象外となる条件として、指定廃棄物の保管がないということが対象外になるわけですね。逆に言えば、保管がある自治体の中で候補地を選ぶということですけども、では、千葉県内でこの指定廃棄物の保管がある自治体というのは、松戸市はあるでしょう。柏市もあるでしょう。我孫子市もあるでしょう。

どれぐらいあるのかということ。

あわせて、その上に抽出方法ということで、抽出された2桁以上の土地からいろいろな状況を見ながら適性評価方式で1桁程度に絞り込む。その後総合評価方式で評価点を算出した上で1か所の絞り込みを行うと書いてありますが、そうすると、松戸市の中で、この箇所とこの箇所とこの箇所も候補地として挙がる。松戸市の中で複数箇所が候補地に挙がったりする可能性も示唆されているです。この条件に当てはまりそうな松戸市の中の土地というのはどれぐらいあるのだろうか。1.5ヘクタールはかなり広いので、何か所もそんなにないような気もするのですが、どれぐらいあるのかというのは何となくわかるものなのか。

その三つをお聞かせください。

廃棄物対策課長

まず1点目の保管量ですが、これは全体で、ごみの焼却灰だけではございません。今下水道汚泥の焼却灰も実際手賀沼の下水道処理施設に保管してございます。それにつきましては、保管量というのは、各自治体で持っているものは当然数字ははっきりしますが、下水道の汚泥というものについては、流域各自治体の分で流入量に応じて保管量を按分して割り戻すという形で、保管量ということ国の方で割り戻して保管しているという状況をまずつくるということになっておりますので、下水道でもありますし、あとはその他ということで、国の方でいきますと、細かい民間で若干持っているものもあるようなものでありますので、一応量的には……。

宇津野史行委員

松戸市より多いところがどれぐらいかぐらいなものでいいです。

廃棄物対策課長

松戸市と比較しまして多いところとしましては、これは柏市、それから、柏市の次が今度は松戸市と、2番目ぐらいです。

2点目の県内全域でどの程度ということになりますと、一応割り戻して、現状には持っていないですが、結局流入を地域に戻すという前提でいけば、一応13自治体ということに指定廃棄物ということではなっております。

それから、この評価の中で、候補地の選定手順の中の面積等々の今のお話の中でいきますと、先ほど概略説明させていただいておりますけれども、まず県内全域の国有地、民有地、全部対象ですとあります。まず全体が対象です。その中で、1点目として、一番最初に申し上げた自然環境とか史跡・名勝の部分をも除外をしていきます。それを除外した中で、次のところで、先ほど若干説明いたしました千葉県指図書、これは地域特性の除外エリアです。千葉指図書、これは最終処分場の設置基準がございまして、そこの千葉指図書の最終処分場をつくる設置基準は、こういう場所は除外しますという規定が細かくあります。それを除外していきます。

その中で、基本的には市街地、市街化区域、そういうところはまず除外になります。それとあと学校であるとか病院であるとかを設置してあるところから100メートルとか200メートル以内のエリアはつくれませんという基準がございます。そこをまたふるいにかけて除外をしていきます。その後、まず最終的に1.5ヘクタールの場所がとれるかとれないかという地域を選定していきます。

その後、その中である程度抽出されてきた中で、先ほど言った廃棄物の保管量であるとか、自然度であるとか、生活空間から500メートル以上離れていなくちゃいけませんということでもふるいにかかってくるまで、私どもは若干この選定基準で、概略ですけれども、調べました。松戸市内、基本的にまず江戸川流域の地域については洪水地域ですので、あそこはまず除外になります。当然ほかの市域内では市街化区域については全て除外対象になろうと思います。そうすると残りは調整区域という形になろうと思いますけれども、調整区域の中で1.5ヘクタールとれる場所というのはなかなかないのではないかと。

ですから、100%松戸市に設置されるかどうか、これは言いがたい部分はありますけれども、指定廃棄物を持って点数化は高い点数になりますけれども、そういう地域性から見て、場所的な面から見まして、最終処分場をこの手順で決めていくとなると、設置される可能性としてはかなり低いのではないかと。ゼロとはなかなか申し上げられませんけれども、ゼロに近い、可能性がかなり低いというふうに私どもは解釈はしております。

宇津野史行委員

ありがとうございます。指定廃棄物の保管は柏市が一番多くて、松戸市が2番目ぐらいだと、大体そんなものだろうなと思っていました。一方で、13自治体が指定廃棄物の保管があるとされる。しかし、こういう焼却灰のような形では保管してなくて、下水の中の流域で按分したもので、何か知らないけれども、押しつけられちゃったようなところもあるんでしょう。その押しつけられたのも含めて13自治体。灰をそのまま保管している、下水を按分したのでおたくはあるではないですかと言われていたけれども、灰は全然何一つ持っていません。うちから流れた下水かどうかかわからないじゃないですかみたいな自治体は13の中でどれぐらいあるんですか。逆に言えば灰をちゃんと持っているという自治体はどれぐらいあるんですか。

廃棄物対策課長

ごみの焼却灰ということになりますと、5自治体です。指定廃棄物として今保管しているという状況になっているのは5自治体です。それ以外に、先ほど申し上げた下水道汚泥の焼却灰、それにつきましては、これは先ほど申し上げた6自治体です。先ほど申し上げました下水道汚泥の焼却灰、これについては、手賀沼の終末処理場に保管しているものが550トン程度あります。それを流域下水道への下水道処理水を送っている自治体が当然でございます。隣接の柏市、松戸市も含まれております。その自

治体については、7自治体が今550トン下水道汚泥の焼却灰を保管したものを流域からそこへ排出量に応じて550トンを按分して割り戻して持っていると評価をします。

宇津野史行委員

全然流していなかったとしても……。

廃棄物対策課長

結果的には、手賀沼の終末処理場につきましては、関係自治体、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市が下水の処理のお世話になっておりますので、その自治体に応じて按分をして持っているという形態をとっている。実際は手賀沼のところに保管はしてございますけれども、あくまでも各自自治体に持っているという形態をとって保管量ということで示している。ですから、一番多いのは、柏市が下水の処理施設への流入量が一番多いですから、ですから、柏市が当然一番量的には多い形になってございます。約550トンのうちの330トン程度が柏市から入ったものだという事は、指定廃棄物の量を柏市は持っているのだという形に数字的には按分しています。

宇津野史行委員

さっき言った13と、焼却灰を持っている6と、流域の7の数字も……。

廃棄物対策課長

重複しているところもございます。例えば千葉市なんかも指定廃棄物を持っておりますけれども、下水道汚泥の焼却灰は千葉市は関係ございませんので、あくまでも下水道汚泥の焼却灰は手賀沼の県の最終処理施設。ですから、県内全域が入っているわけではないので、近隣の市が流入していますので、その市の部分とありますので、数字的には合わないということです。

宇津野史行委員

ということは、千葉市も対象地域になり得るということなんですね。

廃棄物対策課長

量的には少ないですけれども、当然保管量とすれば持ってございます。ただ、保管を持っているからといって、確かに最終的な総合評価の中では点数は高くなると思いますけれども、それ以前に、先ほど申し上げたとおり、全域から除外する地域をどんどん除外していきますので、残ったところで指定廃棄物を持っているか持っていないか、また、自然度だとか、そういうようなものを最終的に評価点をつけますので、最初から持っているから高い点数ですということではないです。

宇津野史行委員

わかりました。ありがとうございました。

二階堂剛委員

1点だけですけれども、飛灰の保管状況なんですけれども、クリーンセンターの剪定枝を燃やさなくなったから、これから出る焼却灰については処分場に搬出可能になるからそんなに増えないですよ。今お話にあった下水の汚泥のほうはなかなか下がらないから、松戸市の場合にもどれだけ増えるのか数字がわかりませんが、それは、これからも増えていくという状況ですか。

廃棄物対策課長

クリーンセンターのほうにつきましては、おかげさまで濃度がかなり低減してきておりますので、今の段階ではとりあえず最終処分場へ受け入れてもらっていますので、クリーンセンターの焼却灰はこれ以上たまらないと、保管量は増えないということで考えてございます。

あと手賀沼の流域の下水道汚泥焼却灰については大分前から濃度が下がってきておりますので、それについては全て処分場のほうへ出しているというふうには、県の施設ですので、出していると伺っておりますので、先ほど申し上げた約550トンからは大分前から増えていないと聞いているところです。

原裕二委員

まず、焼却灰対策の剪定枝の処分についてお伺いしたいんですけれども、今剪定枝、ちょっとずつ燃やしている部分と、持っていく部分とあると思うんです。持っていく、別処理している部分、全部の剪定枝の何%ぐらいが別処分になっているのでしょうか。

それと、そのときコストが非常にかかるわけなんですけれども、トン当たりのコストは大体どのぐらいなのか、まずそれを教えてください。

ついでにもう一つ、最終処分場の受け入れ基準、前は4,000ベクレルだったのが今2,000ベクレルとこの間聞いたんですけれども、今も受け入れの基準というのは2,000ベクレルのままなのかどうか。これも併せて教えてください。

廃棄物対策課長

まず、剪定枝の処理割合ということだと思いますけれども、今クリーンセンターのほうでは、剪定枝については一切焼却をしてございません。和名ヶ谷クリーンセンターのほうで濃度の影響が出ない範囲でできるだけ和名ヶ谷クリーンセンターでまず焼却をしてございます。あとの残りは市外への処分をお願いしているというところですが、割合的には、何%、何%とその都度状況が変わってきますので、おおむねでいきますと90%以上が外へお願いをしているという状況でございます。この春先

までは、量的にはかなり少なかったですから、これからシーズンで量的に増える時期ですので、当然搬入量も発生量も変わってきますので、おおむねの数字で90%から95%は市外へ搬出をして処理をしているというところです。

それから、4,000ベクレル、2,000ベクレルという話ですけれども、前もお話ししていますけれども、当初は自主基準を設けられたのは4,000ベクレルですというお話をさせていただいていると思います。昨年度あたりから2,000ベクレルを下回らなければだめですということで、かなりハードルが高くなっているという状況になっていますけれども、今現時点でも2,000ベクレル以下を求められている現状がございます。

あと剪定枝、トン当たりおおむね4万円程度でございます。

原裕二委員

1トン4万円ということで、しかも90%以上を外に持ち出して非常にお金がかかっているんですけども、一方で、その効果もあって、現状の飛灰のほうが1,600ベクレルぐらいだとここに書いてあるのです。2,000ベクレルなので、もう少し燃やす割合のほうをふやす、今その傾向はどうなっているのか。全体的に放射能が低減されてきているので、燃やす率というのを今後少し増やしていけるのか。その辺の見通しはどうかと思うのです。

廃棄物対策課長

クリーンセンターのほうの1,600ベクレルというものにつきましては、基本的に剪定枝は一切入れていない状況で焼却をした数字でございます。先ほど申し上げたように和名ヶ谷クリーンセンターのほうでは、当然できるだけ濃度の影響が出ないような形で和名ヶ谷クリーンセンターで焼却を継続しています。それで、和名ヶ谷クリーンセンター、クリーンセンター双方で、剪定枝は原裕二委員が言われる別処分にお金がかかるので、できるだけ元の状態に戻したいと私どもは考えておりますけれども、今の段階、やっと落ち着いて減衰している状況がありますので、もうちょっと期間を見させていただきたい。その後で、もう少し剪定枝の焼却量を調整しながら、様子を見ながら、濃度が上がらないような形で、和名ヶ谷クリーンセンター、クリーンセンター、双方で焼却できて、別な処分をしないような形でやりたいと思いますけれども、それはいつごろかというのは今の現状で見通しというのは難しいということでございます。

原裕二委員

ついでに別のほうで、飛灰の保管についてお伺いしたいんですけども、今場内の保管量が1,100トンぐらいと書いてあるんです。前に聞いて、また聞くのは恐縮なんですけれども、8,000ベクレルを超えているものがほとんどなんでしたか。割合

はどのぐらいなのか。

廃棄物対策課長

約90%以上が指定廃棄物の8,000ベクレル以上でございます。

原裕二委員

そうすると、1割ぐらいが多分2,000ベクレルから8,000ベクレルの間のものだと思われるんですけども、今回県のほうとか国のほうで候補地の選定をされているんですけども、こちらの候補地はあくまでも8,000ベクレルを超えたものが持っていける対象になりますよね。そうすると、計算すると、大体100トンちょっとぐらいのものがそのまま残っちゃうと思うんですけども、これについての処理というのは、候補地が選定されて持っていけるようになった以降も100トンそのまま残ってしまうということになるのか。この処理についてどうされるつもりなのかというのを教えてください。

廃棄物対策課長

8,000ベクレル以上につきましては、先ほど申し上げた国の最終処分場への処分ということには国のほうで決めてございます。8,000ベクレル以下につきましては、国のほうで、民間事業者も含めて、最終処分場のほうへ8,000ベクレル以下については通常の埋め立て処分をしていいという指針が指導も含めて出ております。環境省のほうから2回ほど同じように出て、昨年度も私どもも環境省とお話をして、8,000ベクレル以下の受け入れはなかなか難しいということでお願いをして、環境省のほうから全国の自治体も含めて最終処分場業者も含めて、そういう指導という形では通知されてございます。ただ、現況、受け入れ自治体も含めて不評だということで、なかなか受け入れていただけない。その中で4,000ベクレルという自主基準をのっけて、なおかつ2,000ベクレルというふうな形になってきています。

ただ、私どもも今お願いをしている最終処分場、関係自治体のほうにも8,000ベクレル以下というものは基本的に受け入れていただけるということになっているわけですから、何とか理解を求めて受け入れをしていただけるような交渉、努力、協議もさせていただいていますので、今の段階ではすぐ処分できるか、受け入れてくれるかというのはなかなか難しい状況ですけれども、これも国のほうにも要望を上げさせていただいています。8,000ベクレル以下のものの処分についても、もう一度国からの指導等についてちゃんとやってくださいというお願いもしていますので、まだ時間はかかるかと思いますが、最終的には何とか国の指針どおり最終処分場への受け入れをしていただくような努力はしていきたいと思っています。

原裕二委員

今のお話ですけれども、要は2,000ベクレルから8,000ベクレルのものが100トンぐらい残っちゃうわけですよ。

廃棄物対策課長

2,000ベクレル、4,000ベクレルというのはありますけれども、もともと8,000ベクレルというラインですので、8,000ベクレル以上は指定廃棄物、これについては先ほど申し上げたとおり国の最終処分。8,000ベクレル以下については、その下に4,000ベクレル、2,000ベクレルというのは基本的にないんです。それは国のほうで8,000ベクレル以下については最終処分場に受け入れなさいという指導をされているわけです。たまたま私どもがお願いをしているところが4,000ベクレルであるとか2,000ベクレルとなっておりますけれども、例えば6,000ベクレルのものもございます。今の状況で2,000ベクレル以下に切れてきておりますので、その分については受け入れをいただいているわけです。そうすると、2,000ベクレルから8,000ベクレルの間のものが今残っているという状況になっています。それは先ほど申し上げたとおり、これから最終処分場の業者さんも含めて地元自治体も含めて、8,000ベクレルの受け入れ、以下の受け入れについては、協議を継続して、何とか受け入れ処分をしていただきたいということで継続していきたい。

末松裕人委員

さっきの答弁が頭の中に入っていないので整理したいのですけれども、候補地の選定の関係で、要するに指定廃棄物の保管があれば対象外になるということですか。さっきの話はどういうことでしょうか。

廃棄物対策課長

対象外のところ、15ページの下段のほうになりますけれども、適性評価の中で、この4点、500メートル以下であるとか、水源の距離とか、あと植生自然のところということで、この中に環境省から示されたものがございます。それについてはページの的には21ページから22ページになります。その辺の中で、適性評価の中で点数化がされてございます。それぞれ指定廃棄物を持っているところは点数がつきます。持っていないところは点数が0点。ですから、それぞれその4項目の中の状況に各市町村候補地が決まったときに、その場所の適性評価点を算出します。それで一番高いところが候補地になる。

末松裕人委員

簡単に言うと、持っているほうがなり得る、そういうやりとりでしたよね。

廃棄物対策課長

ただし、その前に、例えば松戸の事例で、先ほど申し上げたように、かなり可能性は低いと申し上げたのは、それ以前にふるいにかかって、候補地になり得る場所が、面積も含めて、まずないのではないか。

末松裕人委員

実情はわかりますけれども、だから、該当しない場合は対象外と、私の見方が悪いのか。結論はわかりました。要は、持っているところのほうが……。

廃棄物対策課長

候補地になりやすいというのはあります。

宇津野史行委員

クリーンセンターですけれども、今度は建屋を建てるということで図面をいただきましたが、これに入れられる数というか、袋の数なのかトン数なのかわかりませんが、これはどれぐらい入ることを想定しているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

廃棄物対策課長

今の1,100平米の建物をつくるということで、基本的には駐車場内にピラミッド型等々で積んであるものを中に収納するというので、今場内保管のものが1,400ベクレルから1,500ベクレル程度ございます。それを基本的には納めたいということで、実際形がいびつな部分もありますので、ぴたっと四角いものを積んでいくということではございませんので、崩れないような形で工夫をしながらできるだけ保管をしていくということで、あくまでも今クリーンセンターの場内にあるものを施設の中に指定廃棄物を納めるということで、それについては納まるというふうに計算はしてございます。

宇津野史行委員

あまりイメージが湧かないですけれども、片隅のほうに寄せられるというものなのか、それとも、ほとんどいっぱいだなという感じになるのかというのは、どんな感じですか。

廃棄物対策課長

ただ積み方が、今御存知かと思いますが、ピラミッド型ということで、三角柱みたいな形で何個も山を積んでいます。それはある程度排水の問題とかそういうものも含めてそういう形で積ませてもらっていますけれども、今度は建屋ができれば雨はしのげるわけですので、そうすると、もう少し小さくくり、積み方で積めるということで、若干積み方を変えることによって、今ほかに置いてあるものも含めて指定

廃棄物は全部納めたい、場内部分については納めたいと考えております。

(5) その他

小沢暁民議長

次に、(5) その他についてを議題とします。

執行部から何かありますか。

放射能対策課長

その他の議題といたしまして、31ページより、除染土壌等保管場所に関する懇談会の終了について、これは新松戸クリーンセンターを候補としていたわけですが、こちらについて御報告させていただきます。

除染土壌等については、発生させずに放射線量低減対策を実施できましたことから、懇談会を終了いたしました。

最終説明日時は平成26年3月27日(木曜日)。松戸市から地元に出向きまして、代表者の方々に説明をしてまいりました。

では、どのようにして発生させずに達成できたかということをお説明したいと思えます。

7番の除染土壌等の最新状況ということですが、まず住宅除染の土壌については、松戸市は実際に放射性物質は、松戸市も含めて東葛地域全体が汚染されたのは事実であったわけですが、汚染の濃さという点では、幸いそれほどでもありませんでしたので、敷地内で天地返しすることにより、発生させずに終了することができました。

次に、先行除染した幼稚園や保育園等に保管されていた土壌ですが、これは幼稚園などは動きが早くて、夏前ぐらいから職員の手で土を削って倉庫などに保管されていた土壌ですが、これは調査したところ、8園に計10立米ほどあったわけなんですけど、これらにつきましては、本来敷地内埋設が原則ですが、特例的に21世紀の森と広場の森林部に、既に公園内の除染土壌1,200立米ほど埋めてある場所がありまして、特例的にそちらに埋設いたしました。

次にもう一点、通学路の側溝汚泥ですが、これは先ほど御説明いたしましたとおり16か所に減っておりましたので、道路維持課のほうで側溝清掃して、上の線量が低減いたしました。以上により低減目標を達成できたということで、新松戸クリーンセンターについては入れるものがなくなったということで、懇談会を終了いたしました。

8番、今後の検討事項ですが、もし何らかの要因で除染土壌等が発生してしまった場合、個別検討ということですが、当初住宅除染については発生量が読めなかったものですから、約2,000立米ぐらいいは入る施設ということで新松戸クリーンセンターを候補としていたわけですが、新たな事故がない限りあのような大きな施設は必要ないと考えられますので、もし発生してしまった場合、小規模なら公共施設の中から個別検討していくことになるだろうということでございます。

次に、平成26年度保管場所の予算2億5,000万円措置されているわけですが、こちらにつきましては財政課と協議して、今年度修正を検討しております。

次に、32ページのほうですが、あの地域にあります六和クリーンセンターの今後につきましては、ごみ処理基本計画の中で跡地利用を検討してまいります。また、新松戸クリーンセンターの跡地利用につきましては、地元に戻元するという考え方に基きまして、今後は総合政策部を中心に地域の皆様の意見を聞きながら検討していくということでございます。

これは具体的に申し上げますと、新松戸クリーンセンターの跡地利用に関するこの施設も含めた地域全体の将来のまちづくりについても話し合われていたわけなんです。が、こちらについては建設部や街づくり部など、関係する部局や地元の意見を聞きながら検討してまいります。が、当該地域の主要産業は農業であることから、経済振興部も連携いたしまして、とにかく松戸市が一体となって考えていくとの考えで、市内全体の総合調整を総合政策部が中心となり検討してまいります。

これまでの協議経過につきましては、9番の表に記載してあるとおりです。

小沢暁民議長

以上で、松戸市議会放射能対策協議会を終了いたします。長時間御苦労さまでございました。

議長散会宣告
午後2時43分